

ID: 1723

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	放課後児童健全育成事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の8の3第4項の規定による。 第34条の8の3 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日